

■平成30年10月23日～24日 厚生委員会県外調査（福岡県）

1 10月23日 福岡県70歳現役応援センター （福岡市博多区博多駅東1-1-33はかた近代ビル5階）

【調査目的】

高齢者の社会参加への支援について

【調査概要】

●なぜ「70歳現役社会」なのか

- ・福岡県では年齢に関わりなく、それぞれの意思や能力に応じて活躍し続ける70歳現役社会の実現を目指して取り組んでいる。現在、「生涯現役」や「人生100年」等のキーワードが聞かれるようになり、国の施策も加速されている。
- ・以前は「70歳現役社会」というと、何故70歳かと疑問を持たれることも多かったが、ようやく高齢者＝70歳の認識が広がり、本県の取り組みが当たり前になり近づきつつあると実感している。
- ・高齢者が増えて、就労人口・労働人口はどんどん減っていく状況である。一方で、高齢者の8割が、介護を必要としない方々である。
- ・平均寿命がどんどん延びていき、現在男性81歳、女性84歳である。
- ・退職後の生き方に関して、高齢者の働きたいという希望が7割ほどあるということで、県において、平成22年に研究会を立ち上げた。研究会の中で、「現役高齢者」の方々に対しての施策として、「70歳現役社会づくり」を目指すとした。

●施策概要及び推進体制

- ・研究会の中で、出てきた言葉が「いきいきと働くことができる仕組みづくり」と「共助社会づくりへの参加促進」である。研究会の研究が終わった後に、県における「70歳現役社会」づくりの中心となる組織として「福岡県70歳現役社会推進協議会」が設立された（経済団体・労働団体・NPO・行政機関など、18団体で構成）。
- ・同協議会で「70歳現役社会」づくりに対する基本的な方向性を論議し、その実行部隊として、当センターが設立された。
- ・センターは県からの業務委託により、事業を実施している。実施主体・受託団体は、福岡県雇用対策協会及び民間の就業支援会社ACRの2カ所であり、両者が1つのセンターとして活動している。

●福岡県70歳現役社会推進協議会の概要について

- ・具体的な構成団体は以下のとおり。
 - 経済団体：経営者協会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会
 - 労働者団体：日本労働組合総連合会
 - 高齢者団体：高齢者能力活用センター（福岡県独自の公益法人で、高齢者の派遣を中心とした職業紹介をする団体）、シルバー人材センター連合会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会
 - NPO団体等：婦人会連絡協議会、地域づくりネットワーク福岡県協議会、高齢社会をよくする北九州女性の会、ふくおかNPOセンター、えふネット福岡
 - 関係団体：福岡県雇用対策協会
 - 行政：県、市長会、町村会
 - 顧問：法政大学の藤村教授、福岡労働局長・九州経済産業局長

●福岡県70歳現役応援センターの概要について

- ・センターは平成24年にこちらの福岡オフィスが開設。当初は同オフィスだけでスタートし、福岡県内全域を管轄した。平成25年に北九州市、平成27年には飯塚市と久留米市にオフィスを開設し、現在県内4カ所の体制で実施している。県は福岡、北

九州、筑後、筑豊の4地区に分かれるが、各地区に1カ所ずつ拠点を設けた。

・センターの事業は以下のとおり

①高齢者の活躍の場の拡大

□高齢者の求人開拓：高齢者が活躍する場を広げるため、センター独自の求人開拓をし、企業を訪問したりして、高齢者の雇用の場を拡大しているところ。

【取組実績】求人開拓件数5,679件（2,546社）（開所後6年間、平成30年3月末現在）

□70歳まで働ける企業の拡大：高齢者雇用の有用性、助成金制度を企業に説明し、「70歳以上まで働ける制度」（定年廃止や定年延長、継続雇用）の導入を働きかけている。また、高齢者雇用に取り組んでいただいている企業に対しては、県の入札参加資格における加点制度を導入している。その他、高齢者雇用の優良事例を収集し企業訪問や企業向けセミナー等で紹介している。「高齢者雇用企業事例集」を毎年作成し、県内の高齢者雇用に積極的な企業を紹介している。

【取組実績】訪問企業数2,513社、うち制度導入済が、536社（開所後6年間、平成30年3月末現在）

②就業・社会参加支援（通常業務の中で一番多い）

専門相談員とコーディネーターにより、マッチングを行っている。

【取組実績】センター利用者の中心は就業相談。平成29年度で1,477人の就職のマッチングをした。

※センター利用者の特徴（平成29年度）

□性別：女性4割、男性6割。当初オープンした頃は女性が3割くらいだったが、次第に増えてきている。

□年齢：70歳以上の高齢者が3割程度。70歳以上の方々が次第に増えている。現時点においては、65歳～69歳が1位、その次は65歳未満の順になっている。企業の継続雇用の義務化が進んでいる関係もある。

□利用目的：97%が就業目的。なお、どうして就業したいのかと聞いたところ、「生きがい・仲間づくり」という方々が約89%で圧倒的。残りの方々が、生活費の補填。

※就職者の状況（平成29年度）

□職種別：1位サービス、2位運搬・清掃・包装、3位事務職、4位輸送・機械運転。

サービスについては、調理員やマンションの管理人、駐車場の管理といった高齢者に多い職種。運搬・清掃・包装については、従来より高齢者雇用の多い業種。事務職については、コールセンター等も含んでいる。

□就職後の定着状況：77%の方々が3ヶ月経った後も仕事を継続されている。離職率は、23%というそんなに高くない数字であり、定着をしている。なお、離職の理由は、一番に、高齢者に多いと思われる理由である「体力不足・体調不良」。次に「自己都合」、家族の介護等が多くを占めている。

③意識改革

個別の取り組みの他、全体的な社会づくりとして実施している。県内の方々の意識改革のために、企業向け及び従業員向けのセミナーを開催。

□企業向けセミナー：福岡労働局と共同で、大規模に開催。県内4地区においてそれぞれ1回実施している。

□従業員向けセミナー：今働いている方々が高齢者になってから考えるのではなく、退職する前に次のセカンドライフについて考えていただくを行っている。各企業の社員研修において、1カリキュラムとして入れていただいて実施している。

④ふくおか子育てマイスターの拡大

県では、「ふくおか子育てマイスター」という制度を作り、豊かな経験を持つ高齢者の方々に、地域の子育て現場で活躍してもらおうと、7日間の研修を行って、マイスターとして認定書をお渡ししている。認定された方々が社会で活躍していただけるために行っており、平成29年度までの間に1,419名の方々がマイスター

として認定を受けている。なお、保育士等の資格ではないので、保育所の方で働くという場合についても、保育士の補助という形での働き方になる。

●新たな職域の発掘・創造～量的拡大から質的充実へ～

- ・平成24年度から取り組んだ結果、利用者の数を増やしてきたが、質の問題もあるので、平成28年度より高齢者が働きやすい場所としての「新たな職域の発掘・創造」に取り組んでいる。
- ・一番最初に取り組んだのは、介護サービス分野（県の予算）。その後、小売業、食料品製造業、飲食サービス業と計画を立てたところ、途中から「生涯現役促進地域連携事業」という厚生労働省の委託事業の予算を活用し、現在、小売業、食料品製造業に取り組んでいる。今のところ、事業期間が平成31年度までとなっているので、そこまでは国の予算を充てる計画。その後の分については、県の予算を充てて進める予定だが、国に対しては、生涯現役促進地域連携事業に継続して取り組んでいただきたいと要望し、できれば平成32年度以降も、国の予算を活用したいと考えている。
- ・介護サービス分野で行ったものの成果物として、「高齢者雇用の手引き」という冊子を作成した。県内の介護施設関係の方をコーディネーターが訪問してまわり、ヒアリングを通じて、高齢者を雇用するときの注意事項等をまとめたものである。現在、小売業・食料品製造業等についても、同様のものを作成しようとしている。

●生涯現役促進地域連携事業

- ・平成29年度実績は以下のとおり
 - ①業種別高齢者雇用推進事業：小売業の事業所のヒアリング調査を実施し、「高齢者雇用の手引き」の小売業バージョンを作成したところ。それと同時並行で、食料品製造業を対象としたアンケート調査を実施している。食料品製造業については、来年度に「高齢者雇用の手引き」を作成する予定。また、就業を目指した高齢者を対象にして、福岡地域及び北九州地域の2地区で、販売・接客講習会を開催した。
 - ②セカンドキャリア応援セミナー：県内20カ所で開催。意欲ある高齢者の就職活動の第一歩を支援する内容のセミナーで、健康づくり（健康でなければ働けない）と仕事探しの心構えやポイントについて。267名が参加した。
 - ③高齢者のための合同企業説明会：福岡市が実行委員会を作り、実施している「アラカンフェスタ」とタイアップし、同一会場の別会議室で実施した。今年の3月24日に開催。来場者数は463名。あわせて、アラカンフェスタの中で、当センターや高齢者能力活用センター、シルバー人材センターを利用して就職された方々の就職体験を、トークショーの形で紹介した。
- ・平成30年度事業計画
 - ①業種別高齢者雇用推進事業：食料品製造業に係る手引きを現在作成中（既述）。飲食サービス業を対象としたアンケートを実施。また、職種別講習会として、「調理補助」と「販売・接客」を実施する。
 - ②セカンドキャリア応援セミナー：今年度も県内20カ所で実施する予定。既に半分以上終了。
 - ③高齢者のための合同企業説明会：今年度もアラカンフェスタと同時開催。3月16日に開催予定。

●九州・山口における“70歳現役社会づくり”

- ・以上の取組を通じて、福岡県としては、「70歳現役社会」を福岡から発信していきたいと考えている。
- ・そうした発信の1つとして、まずは地元からということで、「九州・山口70歳現役社会推進協議会」を立ち上げている。こちらは、平成26年に九州地方知事会の政策連合として、研究会を設置し、その翌年に協議会を設置するという流れで進めている。
- ・活動としては、国への提言・要望、共同施策パンフレットの作成、推進大会の実施。
- ・第1回の推進大会は、平成29年度福岡県で開催。今年度は、佐賀県で先週金曜日に開催したところ。昨年度は約500名、今年度は約300名出席した。

- ・国への提言・要望により実現したものは、以下のとおり
 (平成28年度～)
高齢者雇用に取り組む地方に対する財政支援(生涯現役促進地域連携事業の創設)
地方自治体が行う職業紹介事業に関する規制緩和
シルバー人材センターにおける職業紹介事業及び労働者派遣事業の要件の緩和
 (平成29年度～)
高齢者を雇用する企業への助成制度の創設(65歳超雇用推進助成金)
中高年対象の能力開発コースの創設(高齢者スキルアップ・就職促進事業の創設)
地方自治体が民間事業者に委託して行う職業紹介事業に関する規制緩和
- ・70歳現役社会推進協議会の構成については、各自治体に加え、経済団体として九州経済連合会等、労働者団体として日本労働組合総連合会等があり、これらの団体と連携して進めている。

【質疑応答】

- Q：企業への就職活動支援の話聞いたが、シニアの起業家に対する支援について取組はされているのか。
- A：当センターの取組の中に、起業・創業支援もあるが、センターの機能的には、その部分は弱い。相談に来られた方々に対しては、ほぼ創業相談窓口の紹介にとどまっている。創業支援窓口として紹介しているのは、国が取り組んでいるよろず支援拠点や、福岡市が作った創業のためのセンター、地元の西日本シティ銀行の創業支援セミナー、商工会議所で開催される「創業塾」など。相談に来られた方のお話を聞いて、紹介させていただく。
- Q：「福岡県70歳現役社会推進協議会」について、経済団体、労働者団体、市民団体等が入っているが、これほど幅広い団体に集まってもらうとなると、行政においてはあらゆる担当部署が関係してくると思うが、現状どのようなになっているか。
- A：福岡県の新雇用開発課が窓口として担当しており、他の課を通す形はとっていない。
- Q：シルバー人材センターと競合はしないのか。制度的にどうなっているのか。また、最低賃金はクリアしているのか。
- A：シルバー人材センターとは、非常によく連携できている。まず、当センターに相談に来ていただいた方の意向をしっかりと聞きするようにしている。シルバー人材センターについては、派遣等、地域での軽微な就労がメインである。当センターは職業紹介なので、あくまでも雇用契約を結んで、会社に就業していただく形での職業紹介をしており、シルバー人材センターとは競合しない。相談者の意向に沿って、一番望まれている形態、働き方が、一番合ったところを紹介している。最低賃金については、当センターの求人開拓では、企業とやりとりし、雇用条件等も把握しているので、クリアしている。
- Q：介護福祉関係は高い求人倍率であると思うが、70歳以上の方々にも活躍していただいで補うことになれば、求人倍率も下がって県全体として良くなるし、しんどい分野であるだけに、そこに経験豊富な高齢者の方々が入るのは、いいことだとは思いますが、若い方と同様の雇用条件で仕事してもらうというわけにはいかないのではないかと。例えば勤務時間や勤務日数を変える、雇用期間を一定に決めるなどの配慮が考えられるが、どのようなになっているのか。
- A：お述べのとおり、高齢者の方が、人材不足の業種に入られて活躍していただくのは非常に重要で、そうなればいいと考える。県としても、まずは介護分野で職域開拓した。高齢者で資格を持つ方は、介護士等の分野で活躍できるだろうが、やはり年齢的・体力的な問題があるので、勤務時間や勤務日数などを一定軽減する形でやっていくしかないと思う。また、資格を持つ方には中堅として働いていただくとともに、資格を持たない方には介護補助の部分に入らせていただいで、全体として底上げして、サービスを高めてい

くことができるのではないかと考えている。当センターでも、資格者向けの求人もあるが、それ以外の介護補助業務の求人も開拓して、マッチングを進めているところである。

Q：介護福祉関係等の求人倍率がどこの県でも高く、なかなか人が集まらない。集まっても、すぐに辞められたり長続きしない現状があるが、一定雇用期間をはじめに契約で定めているのか。

A：高齢者は、1年ごとの契約で、更新していく形態が多い。パートの働き方を望まれる方も多いので、働き方のニーズに沿ったものであろうかと思う。

Q：最高齢者はどのくらいか？

A：82歳である。



2 10月23日 福岡市立こども病院 (福岡市東区香椎照葉5-1-1)

【調査目的】

福岡市立こども病院の概要について

【調査概要】

●病院の沿革

- ・当院は、福岡市中央区唐人町の現在のヤフオクドームの近くに、「福岡市立こども病院・感染症センター」という名称で開院したのが前身。
- ・昭和46年当時、既に全国的に国立・県立のこども総合病院が、東京都、神奈川県、兵庫県で設置されており、こどもの命を守るセンターとして運営されていた。未設置である西日本地区にもこども総合病院の建設を求める声が高まり、市民団体と医師らによる、「こども総合病院をつくる会」が結成され、福岡における市民運動として広がりを見せた。
- ・こうした動きもあり、福岡市病院事業運営審議会において、こども総合病院建設について、昭和44年の諮問以来6年にわたって協議が続けられた。昭和51年に、福岡市の医療需要、市民の医療需要を考慮し、小児医療部門及び感染症部門を持つ高度専門的な診療を行う新病院の建設について答申が出された。
- ・その後、昭和52年にこども病院基本計画を福岡市病院事業運営審議会に報告した際に、審議会委員から、「広域的な病院なので、国・県に対して、助成を強く働きかけること」や「高度かつ専門的小児医療を提供できる病院として、組織や機構に留意すること」の要望が出された。さらに、開院当時の福岡市長の挨拶文の中で、「福岡市民はもちろんのこと、福岡県民及び九州各県から、文字通り西日本における小児医療

- センターとしての期待と信頼が寄せられている」とあったように、設立の目的については、広域的かつ高度専門医療の実践を期待されていたものといえる。
- ・昭和55年9月に中央区唐人町で開院してから、小児内科系・外科系の疾患、及び小児感染症などに対応し、全国トップクラスの手術を行っている。特に、先天性心臓疾患の手術については、全国的に高く評価され、九州・西日本一円から広く患者を受け入れている。
 - ・しかし、建設から30年以上が経過し、建物の老朽化・狭隘化等の理由から、高度専門医療に迅速に対応することが難しくなり、平成19年ごろから、機能強化・再整備について検討が開始され、平成26年11月に東区香椎照葉に移転された。
 - ・旧病院から新病院まで約12km。引っ越しの際には、入院患者を安全に新病院に移送するための計画を立て、リハーサルを何度も実施した上で、入院患者の受入制限を行って、事故のないように努めたと聞いている。
 - ・現在の病院の敷地面積は35,000㎡、旧病院と比べるとほぼ2倍である。敷地内には駐車場を整備している。旧病院においては、収容台数約100台であったが、新病院では利用者・患者用300台、職員用が150台である。延床面積は、28,411.33㎡で、旧病院と比べると、約1.7倍。
 - ・小児高度専門医療、周産期医療、小児救急医療を3本柱にして運営している。

●診療科目

- ・病院は現在25診療科がある。そのうち、脳神経外科、皮膚科及び小児歯科については、平成27年4月に、アレルギー・呼吸器科については、同年8月に新設された。さらに、平成29年11月にリハビリテーション科を新設したところ。
- ・また、関連科がより緊密な連携を図りながら診療を行い、重傷疾患に対応していくため、新病院の開院前後に、循環器、周産期及び手術・集中治療の3部門をセンター化。
- ・その後も、川崎病、てんかん等の疾患に対して、集約的・包括的な連携を行うことを目的に、川崎病センター、てんかんセンターを、小児の骨、関節、筋肉、神経等の運動器疾患に一元的・包括的に対応できる運動器センター、さらに福岡市在住あるいは日本を旅行中の外国人が安心して受診できるように国際医療支援センターをそれぞれ設立した。
- ・また、平成29年4月、尿路、生殖器、先天性腎、尿路異常治療において、診断から手術、長期的な観察まで、包括的・集学的な診療を行う、腎小児医療施設としては全国初となる腎・泌尿器センターを設置したところ。

●診療圏域及び職員数について

- ・当院の診療圏域は、平成29年度の入院実績に基づくデータによると、福岡市内が44.2%、福岡県内（福岡市内以外）が31.3%、それ以外の九州が19.2%、その他が5.2%。
- ・職員数については、当院は正規職員の他有期の職員も雇用しており、平成30年7月1日現在で、あわせて725名。過去は28年度634名、29年度665名で、段々増えている。なお、旧病院時代が466名だったので、相当数増えている。

●病床数及び病棟について

- ・病床数は、小児一般病床と産科病床を合わせて239床。
- ・新病院開院時は233床でスタートしたが、平成27年9月、国家戦略特区の病床規制の特例を活用し、産科病床の増床が認められ、6床増床した。
- ・病床規制の特例の内容は、双胎間輸血症候群（TTTS）の治療法として行われる胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術（FLP）等、高度な医療に必要とする病床の整備である。
- ・病棟について、移転後、NICU（新生児集中治療室）、PICU（小児集中治療室）、HCU（重症治療室）の拡充・整備を行った。産科については先ほど説明した国家戦略特区に係る6床の増床、平成28年8月からMFICU（母胎胎児集中治療室）が稼働開始し、産科を含む周産期センターの機能を強化した。

●利用状況について

- ・平成29年度実績で外来患者が87,576人、入院患者が延べ77,419人。病院が移転した平成26年度には一旦数字が減っているが、翌年度から、着実に伸びていると認識している。
- ・救急搬送件数については、移転後に救急の受入に力を入れて取りくんだ結果、平成26年度から27年度にかけて数字が倍近くになっている。また、ヘリコプターの利用による救急搬送は月に1～2件。

●地区別患者数及び年度別手術件数について

- ・当院の患者は、福岡市以外の方の利用も多い。
- ・年度別手術件数の推移を見ると、移転された平成26年度には下がっているが、その後は旧病院時代と比べても数字が増加。平成29年度は2,760件で、うち当院の特徴である心臓手術件数は516件。

●病院決算について

- ・病院決算については、平成29年度では、営業収益と営業費用の差である営業損益は、9億2300万円余の黒字を計上。ただ、本体部分の医業損益については、7,400万円余の赤字の状況である。
- ・運営費負担金については、救急医療や高度特殊医療などの不採算医療の提供に係る経費について、総務省の通知に基づき積算された額を病院機構の設置者である福岡市の一般会計から負担金を受けている。平成26年度の移転時には、移転開院に伴う診療体制の拡充、整備をしたことによる償還金の増加により運営費負担金収益総額の金額が増えた。
- ・年度別診療単価について、平成29年度では、入院が101,114円、外来が12,756円となっている。

●敷地内施設について

□「ふくおかハウス」

- ・入院している子どもにとって、家族のサポートは大変重要。当院の特徴として、遠方から入院している患者・家族が多いが、精神的、経済的、肉体的な負担が大きいことから、安心して滞在できる宿泊施設を設けている。
- ・公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン（マクドナルド財団）が運営している。4億円（財団から2億円、企業や市民からの寄附金2億円）の建設費をかけて設置された。旧病院にも患者家族滞在施設はあって部屋数は5部屋だったが、現在の「ふくおかハウス」は16部屋あり。
- ・「ふくおかハウス」の運営については、ボランティアスタッフでまかなわれている。

□「院内保育所（かもめ保育園）」

- ・病院のスタッフなど福岡市立病院機構に勤務する職員を対象にする保育所。事業所内保育所である。
- ・平成30年6月時点で、月極保育14名、一時保育20名利用あり。

【質疑応答】

- Q：職員についての説明の中で、有期の職員も雇用しているとのことであったが、職種はどのようなになっているか。
- A：医師は52名、看護師・助産師が20名、医療技術職（検査技師や放射線技師）が25名、事務が55名（平成30年5月1日現在）である。医師で有期が多いのは、当院は大学医局からの派遣も多く、小児医療が勉強できる場所はそんなにないので、有期でも良いから勉強のために行きたいという方が集まる。

- Q：福岡市からの運営費負担金について、収支のバランスから考えて、今の状況はどうか。また、福岡市はどのような算定基準によって同負担金を交付しているのか。
- A：運営費負担金については、市立病院として民間病院では担うことが難しい不採算医療や、救急医療等の提供に係る経費について、総務省の通知に基づいて積算された金額を交付していただいている。また、平成22年度に独立行政法人化（当院及び福岡市民病院からなる「地方独立行政法人福岡市立病院機構」）したときの目的は、経営の改善・健全な経営であり、それを踏まえて交付されている。なお、平成26年度の移転後、建設関係で費用が増えて運営費負担金の金額が大きくなった。
- Q：奈良県では、「マグネットホスピタル」という意識をもった病院づくりをしようと力を入れているものの、実際には大阪という大都市が近くにあると思うようにならない部分があるが、貴院での医師・看護師の人材確保の状況はどうか。また、「こども病院」という名称であり、小児科は15歳までかと思うが、他の患者からも受診したいと言われることはないか。
- A：医師・看護師については、県内で医学部のある大学が4つあるので恵まれている。ただ、小児については、当院の根幹である救急等忙しい部門については、まだまだ不足しており、負担なく当直や交替勤務ができる状況とはいえない。とはいえ、全般的には院長の努力もあり、ある程度の医師を確保できている。看護師についても、小児の看護をしたいという方は、女性を中心に多く、募集をかけると、2～3倍の求人倍率になるので、恵まれていると思う。
- 原則的には紹介を受けた患者だが、なかには20歳前後の方もいらっしゃる。先天性の疾患を持って、ずっと治療が続いている場合は、最初で受けた病院でないと継続的な治療ができないためである。なお、当院のカルテの保存期間は、20年で、診療科によっては永久もある。他院は5～10年くらいだと思うが、やはり小児医療で、先天性の疾患をずっと継続して診ていく病院であることの宿命であると思う。
- Q：移転時の医師・看護師の採用について、旧病院に比べてきれいで働きやすい環境に変わったことで、応募も多かったと思うが、応募状況はどうであったか。
- A：医師については、病床数や診療科も増え、高度な医療ができるということで、やりがいがあるので人数も増えた。看護師については、中央区にあった旧病院時代はその付近に生活圏のある方が多く勤務していたが、新病院は東区の一歩端であり、通勤の問題で退職された方もいて、ベテランが減った分、若い看護師が増えた。
- Q：救急搬送については1日あたり4件弱のようだが、重篤な子どもが多いのか。
- A：当院では一次救急はしておらず、基本的に二次救急であるが、実体的には二・五次救急のイメージである。



3 10月24日 北九州市子ども総合センター (北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた5階)

【調査目的】

北九州市子ども総合センターの概要について

【調査概要】

●センターの相談体制について

- ・当センターは、平成14年に「ウェルとばた」の施設ができたときに、当時保健福祉局の所管であった児童相談所、教育委員会所管であった少年支援室と「24時間子ども相談ホットライン」の3つの組織を統合し、保健福祉・教育の統合した相談機関として発足。平成19年組織再編で、所管部局が保健福祉局から子ども家庭局に移った。

[児童相談所]

- ・全国の児童相談所と同様、児童福祉法に基づいて、様々な子どもに関する相談を受けける専門行政機関。対象は18歳未満の児童。相談内容としては、全体約6,000件のうち、一番多いのが障害相談で約3,000件。療育手帳の判定等で子どもの検査を行っている。
- ・養護相談が約2,000件で、保護者に何らかの事情（病気、逮捕、失踪、死亡等）がある状況で、子どもの養育ができないといったときに、児童相談所の方に相談があって、里親委託や施設入所等の措置をするというもの。この中に、虐待相談1,000件超が含まれている。
- ・最近増えているのは、性格行動・不登校相談。特に、発達に課題を抱える子どもで、家庭内で暴力を行ったり、親子関係がうまくいかず、なかなか学校等でもなじめないといったような相談が結構多い。全体で約1,300件、うち不登校が約350件。
- ・以上の業務を抱えているが、何らかの課題で子どもを観察するためや、急に親がいなくなる状況、あるいは虐待で子どもをまず親から離して守らないといけないような状況で、一時保護を行う機能もある。建物の5階が事務のフロアと検査のフロアで、4階のフロアが概ね一時保護所である。大体20~30人を、一時保護所で安全を保ちながら、行動を観察する。それから、一時保護した後、家庭に返すか、返せない場合は里親委託や施設入所等の措置をする。
- ・最近、虐待がクローズアップされて、児童相談所＝虐待の業務と世の中で見られているが、実際は約6,000件の相談内容のうち虐待対応は1,000件超。一時保護も虐待を受けた子どもを守るためだけではない。

[24時間子ども相談ホットライン]

- ・24時間365日体制で、電話相談に応じている。大体10人の電話相談員の交替で、相談内容としては子どもに関する様々な相談、育児、いじめ、虐待、不登校、思春期特有の悩み等。年間3,000件ほど。
- ・多いのは子育てに悩む母親からの相談が4割程度で、子ども自身からの相談が1割強。親から、なかなか言うことを聞かなくて叩いてしまう、イライラする、子どもを預けたい、殺してしまいたいといった相談がある。それらの相談に対して、専門の相談員が親の話をじっくり聞き、親の思いを吐き出してもらうことで、落ち着くという状況が結構ある。その意味では、虐待の防止の最前線でもある電話相談機能を持っている。
- ・また、夜間や休日に虐待通告がある場合、ここにまず電話が入り、その後当番の担当者が電話で対応。虐待通告の夜間休日の窓口としての機能も併せ持つ。

[少年支援室]

- ・簡単にいうと、不登校の子どもの学校復帰を支援する施設。機能としては、「少年補導センター」と「適応指導教室」の2つ。5施設（前者3、後者2）ある。
- ・人間関係の問題や背景にネグレクト等の状況があるなど、様々な要因があるが、勉強はしたいけれど学校に行けない子どもが年間約400人通所している施設である。ここからまた学校に戻ったり、進学・就職したりして社会に再び出て行けるように支援をしている施設。

●センターの職員構成について

- ・平成30年4月25日現在で、職員の総数が154名。市の中でもかなり大きい組織。そのうち正規職員は71名。うち、7区役所の担当係長と担当課長が子ども総合センターと兼務している14名。嘱託が83名、うち医師2名、弁護士1名。職員数として嘱託が断然多い組織になっていて、一時保護所が24時間稼働しているため、夜間で働く先生等も入っている。弁護士は昨年度からで、月2回、2時間。
- ・児童福祉司（ケースワーカー）は25名。国の配置基準は人口4万人に1人となっており、本市の人口は100万人弱なので基準を満たしている。目黒区で5歳児が亡くなった事件があって、関係閣僚会議等が開かれたが、今後3万人に1人となるプランができるようで、本市では、国の新プランの基準でいくと34名になり、かなり増やさなければいけなくなる。
- ・なお、25名の内訳は、係長が6名（行政4、福祉1、保健師1）、職員が19名（行政6、福祉2、保健師1、心理3、教員5、保育士2）。当センターの特徴としては、教員が5名いること。小中学校で昨年まで働いていた方等がこちらに来て、児童福祉司の資格を取って働いている。
- ・各係の構成は以下のとおり。
 - 判定係：主な業務は心理判定、心理支援。療育手帳の取得のための心理検査等。児童相談所の相談件数の中で、一番多いのが障害相談。児童心理司9名配属されている。児童心理司は児童福祉司2名につき1名配置するように厚生労働省通知で決まっているので、今後児童福祉司の増員に合わせて児童心理司も増やしていくと思う。
 - 虐待防止担当係：児童福祉司5名（係長2名と職員3名）で初期対応する。福岡市等に比べると少ないと思う。
 - 相談第一～第四係：地区別に分かれて養護相談や虐待相談を担当している。
 - 里親支援担当係：どの児童相談所でも里親支援というものに力を入れているところだが、難しい問題。国が、社会的養護の推進をしていて、里親委託率を3歳未満で75%以上を目標としているが、25%は養護施設で、残りを里親に入れるというかなり高い目標である。本市では昨年度約19%で、残りの約8割は養護施設に入っている。全国的に見ても、欧米に比べて、日本の場合は養護施設入所者が断然多い。多分奈良県でも困っていると思うが、これから全国的な問題になると思う。本市でも開拓に力を入れようとしているところ。
 - 保護係：一時保護所の運営。正規職員は12名、嘱託は26名。
 - 教育相談担当・非行相談担当：少年支援室の運営、非行少年の支援。
- ・子ども総合センターとは別組織だが、同じフロアに福岡県警の少年サポートセンターという組織が入っているのが特徴的。

●児童虐待対応について

- ・児童虐待のニュースは、ほんの一部しか表に出ない。実は、全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は約13万件ある。子どもが亡くなったり重傷になった場合や、父親・母親が逮捕された場合でしかニュースにならない。
- ・東京都目黒区の事件を受け、厚生労働省の専門委員会が10月3日に開かれ、報告書を取りまとめた。児童相談所の対応について、いろんな意見をいただいております、そのような意見を踏まえて我々も対応しているところである。

●児童虐待とは

- ・児童虐待の定義は、児童虐待防止法第2条で、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他児童を監護するものをいう。）が監護する児童（18歳に満たない者をいう。）に対して行う・・・行為」とある。
- ・児童虐待については4種類の虐待行為がある。①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待。

●児童虐待の子どもへの影響

- ①身体的な影響：あざや骨折など

- ②心理的な影響：暴力を受ける体験からトラウマを持ち、そこから派生する不安感や感情の不安定などの精神症状。虐待にあつてトラウマを抱えてしまうと、それらを適切に治療しない場合、思春期になって急に暴力的になったり、引きこもりを行ったりして、虐待の影響が出る場合もある。
- ③対人関係障害：愛着関係を形成できないため、極端に乱暴になったり、引きこもったり、自尊心の欠如
- ④発育障害や発達の遅れ

●なぜ虐待が起こるのか？

- ①親の要因：性格が衝動的・攻撃的、社会的に未熟、精神疾患やアルコール依存等、被虐待歴（親自身がその親から虐待を受けたことで、自分が虐待を受けて育ってきたのだから子どもにやってもいいという偏った考え）
- ②親子関係の要因：子どもの多動や障害で育てにくい、親にとって望まない子ども、親子関係が希薄
- ③養育環境の要因：経済的困窮、夫婦間の不和や配偶者からの暴力、近隣や親族からの孤立、相談する相手がない、新たなパートナーの出現など家族状況の変化（シングルマザーで新しく彼氏ができた等）、子どもの数が多すぎて、面倒見切れない

●本市の取組等

- ・区役所と子ども総合センターの役割について（奈良県でいうと、区＝市町村、子ども総合センター＝県の児童相談所に相当）以下のとおり。
- ・区役所子ども家庭相談コーナーでは、いわゆる軽度な虐待（ネグレクトや軽微な傷、痣など）を対応。区が対応する理由は、区の部署が持っている一般の子育て支援サービスや身近な資源を活用しやすいため。一時保護して子どもを安全な場所に移すよりも、母親の悩みを聞いて、区が持つサービスにつなげていって、結果的に虐待をなくしていく。
- ・子ども総合センターでは、傷や痣が多い、新旧の打撲痕がある（何度も暴力を受けている）、骨折、火傷など、命にかかわるような場合に対応。

●通告からの基本の流れ

- ・虐待については、「虐待ではないか」という通告を受け、我々は動ける。
- ・通告が区役所または子ども総合センターにあった場合、まずは所属等調査。子どもが学校等に通っている場合は子どもの状況を学校等に聞いたり、家族構成、市役所の他の部署に家族から市への相談がなかったかなど、いろんな情報を収集する。そして、受理会議。初期対応として、家庭訪問や一時保護等を検討。
- ・次に、訪問等して、児童の安全確認を行う。安全確認は通告を受けてから48時間以内に行わなければならない。それで、保護者相談や指導という流れ。
- ・さらに、必要であれば児童福祉法に基づく一時保護。裁判所や保護者の同意なく行うことができる。一時保護を行った場合、虐待の告知や指導を行って、家に帰す場合もあれば、児童養護施設入所や里親委託等もある。最終的に所内の援助方針会議という意思決定会議を開いて決める。

●虐待の予防・早期発見に向けた本市の取組

- ・予防の観点：親が子どもを叩くのは、実はいろんな悩みがあつて、それがたまたま子どもに向いたということもあるので、なるべく父親、母親の悩みを吸い上げて、虐待に持っていかないようにするという観点。以下の取組がある。
- ①乳児家庭全戸訪問事業：子どもが生まれて4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、いろんな不安や悩みを聞いて、子育て支援に関する情報提供等を行っている。具体的には、保健師が現地に赴いて、子どもの状況を聞いたり、母親の悩みを聞いたりする。全戸訪問となっていて、フォローアップして100%に持っていくようにしているが、最終大体95%は会える。
- ②ハローベビーサポート事業：妊娠期からの養育支援事業。産婦人科等と連携を図

って、例えば、産婦人科から市役所の方に出生を伝える葉書を送る。その葉書の中に、産婦人科医の「このお母さん要注意です」「ちょっと養育能力に支障がある」等のコメントがあり、その情報を区役所に提供する。それに基づいて、区役所がきちんと母親をフォローし、医療機関との連携でなるべく虐待を行わないように母親の相談に早めに応じるというもの。

③ 24時間365日体制での電話相談窓口：子ども総合センターの中の「24時間子ども相談ホットライン」に、夜中の電話で、母親から「イライラしていて、このままでは子どもを叩きそうになってしまう」というような電話の相談がある。そういった相談に対して、母親の悩みをきちんと聞いてあげて、叩かないような方向に持っていく。

・ 早期発見の観点：もし虐待が起きるとなれば、それを誰がどう発見して、すぐ児童相談所や区役所に通報するかという観点。以下の取組がある。

① 児童虐待対応リーダー研修：リーダーとは職場のリーダーで、例えば保育所の園長、小学校の教頭・校長や主任の先生といった方々に研修を受けていただいて、「こういった行為が虐待にあたる」、「こういったものを発見すればためらわずに児童相談所もしくは区役所に連絡してください」と伝える。中には親との関係をこじらせたくないから通報したくないという学校・保育所もあるが、通報する義務があるので、まずはきちんと通告してくださいと知らせている。

② 児童虐待防止医療ネットワーク事業：小児科医、医療機関の方から虐待の連絡がよくある。なぜかという、救急医療で子どもが連れてこられたら、明らかに親から殴られた痕等、医療のプロの観点で虐待行為ではないかと疑われるものについては、市に通告することになっている。本市の場合は八幡病院という基幹病院があるが、そこを中心に医療機関同士のネットワークを広げて、八幡病院が医者へ研修を行うなどして、虐待を発見する医者の力をアップさせようとしている。

③ 児童虐待問題連続講座：一般市民向けに、虐待に関する講座を行っている。市民に対して、児童虐待防止に協力していただきたいという話と、特に近所が大事なので、もしそういった兆候のある家庭などを見つけたら、速やかに連絡してほしいという話をしている。

●本市の最近の動き

① 警察との情報共有の強化：目黒区の児童虐待死事件を受け、国が7月20日付けで緊急総合対策をまとめ、それに基づいて厚生労働省の方から通知が出て、一定の基準で県警と児童相談所又は市町村の間で情報共有してほしいとされた。具体的には、一時保護をする案件や、子どもに骨折や頭蓋内出血、火傷等特定の事象が見られた場合については、速やかに警察に連絡。現在、福岡県警、福岡県、政令指定都市の福岡市と本市で協議を行っており、速やかに警察に情報提供する条件をとりまとめているところで、近々記者発表して、協定という形で進めたいと思っている。

② (仮称) 虐待防止条例の制定(議員提案)：政令指定都市では現在5都市(横浜、川崎、名古屋、大阪、堺)が虐待防止条例を定めていて、うち4都市が議員提案である。本市においても、議員より是非議員提案で児童虐待防止条例を作りたいという話があり、全会派がそれぞれ1~2名議員を出して、プロジェクトチームを結成した。平成30年7月後半から4か月かけて条例の文案を検討しているところ。具体的には先の5都市の例と同様に、市の責務、市民の責務、保護者の責務といった責務規定を設けたり、市役所の機能強化、推進月間を定めてPRする等の規定を設けた議員提案の条例案を、議会事務局の方で作成しているところである。これについては、12月議会や2月議会で議員提案という形で上がってくると思っている。我々もプロジェクトチームに呼ばれ、虐待の現状等のヒアリングを受けている。

●児童虐待の統計

・本市の児童虐待相談対応件数であるが、例えば平成23年度は約320件であったが、平成29年度では1,139件とこの数年で跳ね上がっている。これについては、児童虐待の件数そのものが増えたというよりも、虐待に関する市民の認識や情報が増え

たので、これまであまり通告がなかった軽い傷や衣服の汚れ等も上がるようになってきたので、その結果増えているものと考えている。

- ・ 4種類別の件数では、やはり心理的虐待がかなり増えている。「面前DV」を、警察が本市にきちんと通告してくるようになったので、その分の数字が跳ね上がった。なお、警察庁から児童虐待があった案件についてはきちんと通告を出すように通知が出され、警察が児童相談所に通告するようになった。
- ・ 経路別対応件数では、警察からが全体の半分近くを占めている（平成29年度）。その他にも、学校や近隣知人、児童福祉施設の数が増えている。これについては、虐待に関する認識の向上、本市の行っている市民講座やリーダー研修の結果虐待の通告が増えたと考えている。
- ・ 虐待者別対応件数（平成29年度）は、イメージとしては実父以外の彼氏や養父かもしれないが、実際には実父が41%、実母が45%で、合わせて86%である。

【質疑応答】

Q：全戸訪問事業で、95%が家庭訪問できているということだが、逆に言えば漏れが5%あり、これらが虐待をするケースが多いのではないかと思うが、どうか。

A：まず、5%がなぜかという、たまたま実家に帰っていたりというケースもあり、実際に虐待をするという因果関係ははっきりしない。ただ、子どもについて検診など行政の関与を拒否しようという親は、割合リスクが高いという認識である。ただ、それをもって虐待をするとは決めつけられないので、まずはきちんと親と話をし、検診を受けてくださいという話からはじめないといけない。

Q：里親委託については現状2割程度で、あとは養護施設が8割程度ということだが、親が子どもを十分見られない事情がある場合、今後は虐待が起こるまでに、子どもたちをそういう安全な所に入所させる必要もあるかと思う。施設の受入体制は十分であるのか。

A：本市の場合、比較的児童養護施設がたくさんある歴史があり、現在市内に7カ所、乳児院は1カ所ある。乳児院は定員が30名、それ以外の施設は合わせると定員は約400名である。里親委託率がなかなか少ない背景の1つとして、児童養護施設がしっかりしているということもある。施設の定員に対して入所者は80%程度で、まだ空きがある。施設に入所できずに困っていることはあまりない。

Q：母子家庭でも、母親の両親が同居している場合もあるかと思うが、そういうケースでは虐待の起きる確率は低くなっているのか。

A：現場の感覚ではあるが、母親の両親が同居していれば低くなると思う。シングルマザーの母親に若い彼氏ができた場合のように、外からの目が届きにくい状況では、虐待の可能性が高くなると思われる。母親の親が同居していれば見ているし、子どもを叩いたりすれば怒ると思う。

Q：外からの目が届きにくい所があるとの話だが、機動的に家庭を訪問して子どもと面談するのは難しいか。

A：保育園・幼稚園に通っていれば、先生等が子どもを見てくれて、状況の変化が分かったり、傷などがついてるのが分かったりするが、それらに通っていない小学校入学前の子どもはそうはいかないので、国も、全国の自治体に確認して報告するよう言っており、我々もそれに依って現場に行き目視する調査に入っているところである。外部の目が届きにくいので、難しい部分ではある。

Q：一時保護について、件数はどれくらいか。また保護する期間について、平均・最長はどれくらいか。

A：平成29年度で件数は344人、平均期間は21.8日である。長くて2ヶ月程度である。なお、平均期間については、虐待によらない、例えば親がどうしても子どもを見られない場合に短期的に保護する場合もあり、それらも含めた数である。全国平均は30

日程度であり、本市は比較的短い。

なお、平成29年度の虐待対応件数1,139件のうち一時保護した件数が122件(10.7%)。虐待対応件数が伸びている割には、一時保護件数はあまり伸びていない。比較的軽い通告が多いと考えられる。

Q：一時保護について、1ヶ月会えないというような相談が当方に寄せられることがあり、場合によっては8年会えないというケースもあると聞く。北九州市ではそのようなことはあるか。

A：1ヶ月程度は多々あるし、2ヶ月近くになる場合もある。8年というのは、通常考えにくく、一時保護した上で、施設入所や里親委託の措置をするか自宅に帰すというようにしている。

Q：一時保護した場合、親の方から子どもへの面会を強く求められることはあるか。その場合、どうしているか。

A：ある。その場合は、ケースバイケースであるが、虐待の関係で調べていて原因がはっきりしない段階であれば、会わせることはできないとお断りしている。

Q：親子で言った言わない等、捉え方が違う場合、判断は難しいと思うが、どうか。

A：よくあるのが、子どもが「親からやられた」と言う一方で、親が否定する場合。この場合、どちらを信じていいのかわからない場合もある。きちんと何度も面接・聞き取りして、子どもや親の供述に変化がないか等総合的に判断する。特に虐待の程度が激しくて危険な場合については、警察に情報提供し、警察の事情聴取や聞き取りもあるので、それらも総合的に判断しながら、処遇を決めていく。

Q：親や子に聞き取りする場合は、親子を面会させずに行うのか。

A：そのとおりで、聞き取りは双方に対して行うが、会わせないということである。

Q：援助方針会議について、どの程度の規模で行うのか。

A：センターの会議室において、所長、三課長、係長以上の職員全員に加え、担当ケースワーカーが説明し、全員でディスカッションして、最終的な方向を判断する。

Q：一時保護で子どもに会わせてくれないとか、自分の言い分を聞いてくれないという親からの相談が、私どもにも多く寄せられているが、そちらではどうか。

A：我々の立場としては、子どもの立場を最優先するので、親の見解と我々の見解が違うことはよくある。そこは、じっくり話しあって進めていく必要がある。子ども自身が「お父さん怖い、お母さん怖い」というケースが多い。一時保護というのは、子どもの安全をひとまず確保する目的があり、子どもが親をかばって叩かれたことを言わないようなケースであっても職権で保護する。本当のことを言い出すのは、1週間～2週間、場合によっては1ヶ月近くかかる。ここで自分が本当に守られる、安全なんだということを体感して、話し出すので、親から面会を求められても、子どもの意向を第一に考えて、お断りしているのが現状である。

Q：児童福祉司が足りないと随分前から言われている。人口3万人に1人ということになると増やしていかななくてはならないが、その方向で進めているのか。また、児童福祉司には、社会福祉士等の資格が求められているのか。奈良県で公募しても予定数を確保できなかったことがあり、確保は大変だと思うが、どうか。

A：児童福祉司の増員については、そのとおりである。

児童福祉司については、必ずしも資格がなくても、研修を受ければなれる。社会福祉士の資格を持っている人は少ない。公募するときに、資格の条件をつけると狭めることになるので、入ってから育てるという形でないと思う。

Q：里親委託について、厚生労働省は高い目標を掲げている。里親を育成して、たくさんの

方に登録いただくための、具体的な取組があれば聞かせてほしい。

A：市政だよりで公募したり、出前講演で「里親制度はこういうものです」ということを市民に伝えるなどの取組をずっとやっている。現在、約70世帯の登録があって、年間10件から12～13件新規に登録があるものの、逆に、やめる方も年間同数くらいなので、結局総数はほとんど変わらない。なかなか伸びてこない状況をいかに改善するかが重要で、今年度より、社会貢献に関心の高い企業や病院に向けたPRを始める予定。最初は登録していただいても、実際に子どもを預けると、「お試し行動」という、わざと里親を困らせようと過食になったり物を取ったりという時期を乗り越えないと、そこで里親は疲弊する。里親の中で、里親会を作っただいて、毎月1回集まって、子どもを育てる上での色々な困り事を相談しあう取組もある。また、当センターの里親支援担当係の係長1人と嘱託2人で里親の悩み事を聞きながら養育を支えていく取組も行っている。

